

第54回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年9月16日

○太田議長 ただいまから、第54回基本計画策定・推進専門委員等会議を始めさせていただきます。

お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日の議事と配付資料について事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず、議事次第を御覧いただきたいと思います。本日の議事は（1）第4次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価について、（2）第5次犯罪被害者等基本計画（案）について、（3）関係府省庁からの報告、の三つでございます。

続いて、配付資料でございます。会議資料として、資料1-1から3-3までを配付しております。それぞれ、先ほど申し上げた議題に関連する資料となります。本日は、この会議資料のほかに、議論の御参考としていただくため、卓上の配付資料として、前回会議同様、前回の会議での御意見を踏まえた検討結果を記載した三段表及び前回の会議からの見え消しの資料をお配りしております。

○太田議長 それでは、議題（1）の第4次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価に関する議論を行いたいと思います。

まずは、事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、資料1-1、1-2に沿って、第4次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価（案）について、御説明申し上げます。

まず、資料1-1を御覧ください。この資料は、最終的に、来月開催予定の犯罪被害者等施策推進会議において決定することとなります。第4次基本計画の実施状況の評価案については、1月の会議で一度御議論をいただいております。その際には、定量評価に当たって、割合や伸び率を示すなど、評価する上で工夫ができないか、また、課題の記述が甘いのではないかといった御意見をいただいていたところでございます。そこで、事務局において、関係府省庁と協議の上、御意見を踏まえて、また、最新のデータにアップデートするなどして、評価案の修正を行いました。内容は記載のとおりでございますが、4次計画の実施状況については、毎年、「犯罪被害者白書」という形で国会に報告し、公表しているところでございますので、主なものを重点課題ごとに要約する形で記載しております。各重点課題の末尾には当該重点課題についての評価を、また、評価（案）全体の最後には総括を記載いたしております。今後講じていくべき課題につきましては、第5次犯罪被害者等基本計画という形で明らかになっていく部分もあり、第5次計画には重点課題ごとに総論的な記載も設けたところでございます。そこで、第4次計画の評価としては、これま

での第5次計画に関する議論も踏まえて、概括的な形で記載をさせていただいております。加えて、基本計画の評価をどのようにしていくべきかにつきましても、次期計画において検討すべき事柄として総括の中に記載を盛り込んでおります。本日いただいた御意見も踏まえて、事務局、関係府省庁において考え方を整理させていただき、12月頃の会議で御議論をいただきたいと思っております。事務局といたしましては、評価のための評価とならないよう留意したいと考えているところでございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。第4次計画の評価について、ポンチ絵の形にしたものでございます。重点課題ごとに、第1次計画からの取組を振り返るとともに、今後、第5次計画に実施すべき取組までを一連の流れで見えるようにしたものでございます。第4次計画の計画期間中に行ったことについて、その位置付けが分かりやすくなるよう、作成したものでございます。なお、一番右の第5次基本計画の取組の中に、「第5次基本計画ポイント【③】【④】」といった白抜きの記述がございますけれども、これは、資料2-1、第5次計画のポイントに対応したものでございます。その資料2-1につきましては、次の議題の際に御説明申し上げます。

○太田議長 それでは、第4次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価について御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

正木構成員、お願いします。

○正木構成員 まず、1ページのところで、これは質問ですが、作業報奨金の送金状況の表について、令和6年は飛躍的に増加しています。この原因について、分かっていることがあれば教えていただきたいと考えております。

次は、6ページ、休暇制度についてですが、認知度について表がございます。第4次計画については、周知・啓発をすることが目的になっているわけですが、周知・啓発をした結果、導入していただくことが最終的な目的だと思っております。周知した結果、よく分かっている人が100%になったとしても、どこも導入しなければ意味がないわけで、やはり、最終的な目的としては、導入をしていただくということになろうかと思います。それで、下のところの総括の評価を見ると、導入の検討が行われなければならないというふうに結んでいます。そこで、どの程度の導入になっているのか、周知と導入の乖離がどれくらいあるのかという点は重要なポイントだと思うので、導入率は表にして記載する必要があるのではないかという点が、意見でございます。

次は、同じページの評価のところですが、第2パラグラフで例示として、「損害賠償命令等の利用促進に向けたその周知等」を取り上げているところ、損害賠償命令について周知が必要であることを否定するのではないのですが、常々申し上げていますように、問題点は、制度の欠陥と言つていいのかどうか分かりませんが、制度に問題がある点が多くて、なかなか利用しづらいところがあろうかと思います。そういう意味において、周知は重要ですが、制度における問題点の改善がより重要ですので、損害賠償命令の利用促進についての周知だけを特出しするのではなくて、もう一つくらい、ほかにも特出しするものを上

げていただきたいというのが、意見でございます。

次は、9ページの評価のところ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについてですが、いろいろ、前進、推進したということはここに書いてあるとおりだと思います。ただ、第4次計画ではなかなか、男性に対する被害や、性的マイノリティーに対する被害についての体制は十分ではなかった。第5次計画では、そこをきちんとやつていきましょうということが盛り込まれていると思います。総括のところでも、今後、男性・性的マイノリティーについての支援が重要であって、そこについても検討しなければならないというような文章を書き込んだ方がいいのではないかというのが、意見でございます。

次は、10ページの表について、刑事施設については受講開始人員が書かれていて、少年院については受講修了人員の表になっているわけです。ここを区別している理由は何なのか。本来的には受講修了人員を書いたほうがよろしいのではないかと思うのです。ただ、この制度は始まって間がないということで、刑事施設においては、受講修了人数ではなかなか統計が取りにくいということもあるのかなと考えたりしております。それならば、注記をするなどの必要があるのではないかと考えております。何らかの説明をしていただきたいというのが、意見でございます。

それから、11ページの評価の部分では、被害者等に対する理解を増進させることや、二次的被害を防止することが上がっているわけですが、職員に求められるものとしては、この二つだけではなくて、心情を聴取したり、伝達したりする能力、これも非常に重要だと思いますので、職員の、心情を聴取したり、伝達したりする能力というのも取り上げていきたいと思いました。

それから、最後の16ページの全体的な総括のところで、国民の理解の増進が真ん中辺りに書かれていて、これは大変重要なことだと思いますが、今後、第5次に向けて、企業の理解をいただくことによって、施策が随分進んでいくと思うのです。企業を動かすのは何といっても国民の中では投資家だと思うので、投資家への理解、企業への理解についても、第5次計画については配意していただきたい。ここは書いていただく必要はないかもしれません、配意していただきたいというのが、意見でございます。

○太田議長 質問も入っていましたので、まず一つ目、作業報奨金が令和6年に増えた理由について、法務省、お願ひいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 幾つか法務省関係の御質問等をいただいておりますが、まず、1ページ目、令和6年に作業報奨金がぐっと増えているように見える理由ですが、

この場ではつきりと申し上げられるようなものは把握していないところでございます。

もう1点、「被害者の視点を取り入れた教育」の開始人員と修了人員の数値の取り方について、御指摘いただいているように刑事施設と少年院で違っております。これはなぜなのかと私も思ったのですが、もともと別々に数値を取っていたもので、そろえることがな

いままで今に至っているものだと聞いております。最終的には、これはずれていいといふ感じは確かにしませんので、数字の取り方を考えなければならないと認識したところでございます。

○正木構成員 刑事施設と少年で数値の取り方が違うのは、刑期の問題から来ているわけではないということですね。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 必ずしもそういうことではなさそうでした。

○太田議長 この問題はたしか、白書を作成する会議でも問題になったことがございまして、もともと統計の取り方が違うようでございます。

それでは、厚生労働省から、休暇の導入率ではなく認知度になっている理由、もしくは導入率を載せない理由がありますかということについて、お答えいただけますでしょうか。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 第4次計画では、そもそもの目的が周知・啓発だったので認知度という形で指標を出したと承知しておりますけれども、導入率ということであれば、担当に確認をしなければ、今この場でお答えは難しいです。

○太田議長 導入率の数字そのものはありましたでしょうか。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 改めて確認しますが、犯罪被害者等のための休暇制度だけなのか、特別休暇全体なのかは別ですけれども、大本の「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書を確認してみると、特別休暇の導入状況を把握しているデータもあるようですので、そこを細分化して取れるかどうかというのは、担当に確認したいと思います。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 補足して申し上げたいと思います。

これは第4次計画の評価でございまして、今、この第4次計画の評価を基に第5次計画の案を御議論いただいているところでございます。厚生労働省からいただいている第5次計画の案は、もう1回、実態調査をきちんとやるということでございます。それは何かというと、ほかの休暇制度で担保できているような内容も、もしかするとあるのではないか。そうだとすると、当該導入率とはもともと何なんだろうかということをもう一度きちんと洗い出さなければならないというようなことを、伺っているところでございます。今の厚生労働省の御回答に併せて申し上げるならば、この第4次計画の評価という案で、その実態調査をしないうちに導入率とされるものを載せるのが本当にいいことなのかということもあるのだろうと思います。

それから、ほかの部分について少し申し上げますと、まず、6ページの評価の部分について、2段落目の2行目には損害賠償命令制度を、ここで具体例を挙げるのはどうなのかという御指摘もございました。これについても、第5次計画のところで御議論がありましたとおり、そもそも、その制度の当否について意見が分かれるところで、事務局の立場としては、制度がなっていないという意味合いにおける記載をこの第4次計画の評価に設けることは少し厳しいかなということで、落とさせていただいているところです。

それから、9ページのワンストップ支援センターの記述の中で、性的マイノリティー、あるいは男性についても書き込むことが必要なのではないかという御指摘がありましたが、これについては検討をさせていただきたいと思います。

11ページに、職員の聴取能力の向上、これらを書き込むことができるかは、法務省とも相談をさせていただきたいと思います。

16ページの国民の理解増進に企業への視点が必要ではないかということでございますが、企業に対する広報・啓発という取組に関しては、警察庁において既に取組を始めているところでございます。本日、企業というのは投資家も含むのだというお話もございました。そのような話をいただきながら、どのようなことができるのか、警察庁においても考えていきたいと思っております。

○太田議長 それでは、和氣構成員、お願ひいたします。

○和氣構成員 12ページの犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況ですが、条例が策定された市区町村がかなり多くなってきたところは非常にありがたく思うのですが、600ぐらいの市区町村がまだ条例を作っていないところです。犯罪被害者になりますと、必ず市区町村役場に行って、手続が必要になります。ここではたくさんの社会資源があるはずで、こういうところに御協力いただくと被害者の方々は非常に助かりますので、なるべく早めに100%になるよう、働き掛けをお願いしたいと思っております。

○太田議長 それは御意見として承っておくということでよろしいでしょうか。

○和氣構成員 できれば書いていただければと思います。

○太田議長 それでは、武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 どこかに書いているかもしれないですが、1ページの作業報奨金のところに数値が書いてありますが、これは多いのか少ないのか分からないです。令和6年は336件と書いてあるのですが、これは全体から見て多いのか少ないのか。10ページの心情等聴取・伝達制度のところもそうで、件数は書いてあっても、利用できる可能性のある人に対して、多いのか少ないのかが分からないです。どこかに書いてあるのでしょうか。

○太田議長 法務省、何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 作業報奨金の部分につきまして、今、御指摘いたしているのは、母数として適切なものは何があるのかというところでございますが、少なくとも現状では、こちらの中に記載はないかと思います。

○太田議長 これが多いか少いかというのは、評価の基準をどこに置くかということによっても変わってくるかと思いますし、母数を何にするかによっても、受刑者の数でいいのか、それとも作業報奨金を取った者の数を母数にするのか等、いろいろな取り方があるかと思います。心情伝達についても、これは保護観察の心情伝達もそうですが、制度が始まってから同じような数になってきていて、もちろんこれは対象者の数からすると圧倒的に一部ですが、様々な罪種の者がいて、例えば薬物犯罪、要するに被害者がいないような対象者もいますので、なかなかその基準は取りづらいというような背景もあるのかもし

れません。

○武構成員 分かりました。

○太田議長 佐藤先生、お願ひいたします。

○佐藤構成員 この評価案と第5次基本計画案に関わるのですが、今後、地方自治体において被害者が支援をしてもらうという観点からも、先ほど御指摘がありましたが、12ページにあるような、犯罪被害者等支援の条例の制定状況、地域差がかなりあるようなので、地域差の発生要因、悪いところのボトルネックは何か、そういうことについての分析が今後あってもいいかなという気がします。都市圏でこういう取組が進んでいるのか、そうでもないのかというところについても、これは第5次計画にも関わるので、ぜひ、データの精査というのをお願いできればと思います。これはコメントです。

○太田議長 条例の制定状況の地域格差の特色みたいなものは何かござりますでしょうか。

例えば、東京都でも、まだ七つぐらいですか。最近、世田谷区と荒川区ができました。地方では、ある事件が起きたため一斉に制定が進んだところもありますので、かなり、地域の事情といったものが関係しているようにも言われています。あと、一つの市区町村で条例を制定すると、いろいろな会議の中で情報が伝わって、周りに広がっていくという経緯もあって、かつての滋賀県や千葉県もそうでしたので、おそらく、かなりいろんな状況が影響しており、それを特定することは少々難しいという背景もあろうかと思います。ですから、結果的には、どこがどれぐらい作っているかという数字にならざるを得ないという是有ると思います。ただ、今後の施策として、もし条例の制定を阻害している要因があるとすれば、それは基本計画の中で検討するというようにしておいて、その阻害要因を排除もしくは解消していくような施策を進めるという方向に持っていく必要はあろうかと思います。しかし、それを一つに限定するというのはなかなか難しいという事情はあるのかもしれません。

それでは、伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 第4次基本計画の実施状況の評価について、最後にまとめられている総合評価的な部分の書き方ですが、少し気になったところがあるので、申し上げておきます。

14ページ、第4の支援等のための体制整備への取組の、最後になります。ここで、地方における途切れぬ支援のことを書かれていますが、第4次基本計画中にこういったワンストップサービス体制を整えますということで始まったわけです。それについての評価を今の時点である程度するのであれば、幾つかの課題も見えてきたと思うのです。例えば、コーディネーターの定着や、多機関連携でなかなか連携が取りづらい、自治体がなかなか入れないというところがあるといった、ある程度課題が指摘されてもいますので、そういうことを踏まえ更に取り組んでいくという記述があつてもいいのではないかと思いました。「体制整備に更に取り組んでいく必要がある。」という書き方は非常にアバウトに感じます。第4次計画中にもいろんなことが見えていたはずで、それをどう課題として捉えて、実態調査をするなり、更にやっていくということだと思うので、そういう記述があ

つてもよろしいのかなと思いました。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁としてお答えさせていただきます。

まさに、先生の御指摘のように、課題が指摘されているところは我々としても認識しているところでございます。この取組、まだ緒に就いたばかりでもございます。ほかにどのような課題があるのかということも含め、全て網羅的に把握し切れているわけでもないというところが実情でございます。なので、第4次計画の評価として課題を特定して、今、この段階で記載するのはなかなか難しいというように思います。

一方で、第5次計画の期間中においては、まさにその課題をきちんと把握し、またPDCを回していくなければなりません。ですので、実態調査、実態把握をきちんとやっていきます。そもそもその辺りの施策について第5次計画で御用意させていただいておりますので、そちらでお酌み取りいただければ幸いでございます。

○太田議長 伊藤先生、よろしいでしょうか。なければ、私から1点だけ、意見を述べさせていただきます。前にこの評価案を検討したときには、いろいろ問題はあったんですが、あの後に、いわゆるストーカーの被害者が殺害されるような事件が起こっております。そこで、この間からの第5次計画案でも、ストーカーを含めて被害者の安全対策については、更に踏み込んだ記述に変えていただいております。そうすると、この評価（案）の安全の確保のところで、被害者の安全を完全に確保する体制が十分整っていないという課題があるということは書いておいた方が、今度の新しい第5次計画につながるような記述になるのではないかと思います。今、マスコミが非常に注目しているところで、この評価（案）に安全確保について何も書かれてないというのは突っ込まれそうな気がしたものですから。第5次計画に向けていろんな問題提起をしておりますので、この評価（案）の中にも、安全確保について、体制や運用面で課題が残されているという記述を全体の評価の中に入れるということを少し御検討いただければと思います。

警察庁、お願ひいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 ストーカー被害者の安全確保につきましては、第5次計画の案文の中に入れることはもとより、この第4次の評価の中で入れたらどうかという御提案だと思います。入れ方や文言などは事務局として整理をして考えたいと思いますが、少なくとも第5次計画ではしっかりと書く予定でございますので、この点、よろしくお願ひしたいと思います。

○太田議長 ほかにございませんでしょうか。

前にも提案させていただきましたけども、この評価（案）を書き始めますと、結局、第4次計画の300近くある政策について全て記述して、それに対する達成度とかも全て書かなければいけなくなってきて、それを踏まえたものが第5次計画ではございますので、第4次計画の評価については、ある程度、包括的なもの、抽象的な表現にならざるを得ない

部分もあります。その中で、今回から新しく数値的な統計の情報を加えていただいたというのは、前回からの大きな改革といいますか、改定になるわけでありますので、内容的にはまだこういったことも入ってないのではないかなど、いろいろあろうかとは思いますが、それは第5次計画の中で確実に盛り込んでいくとして、特に御意見が出ないとすれば、この第4次計画の実施状況の評価（案）につきましては、今日出た御意見も踏まえまして、対応を議長である私に御一任いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

オンラインで参加の構成員の先生方も、そういう形で御一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声あり。）

ありがとうございます。それでは、この評価（案）は、今日の御意見を踏まえまして、最終的なものへと詰めていきたいと思います。

続いて、議題（2）の第5次犯罪被害者等基本計画（案）の計画案文についての議論に入りたいと思います。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、第5次犯罪被害者等基本計画（案）について、資料に沿って御説明申し上げます。会議資料として、資料2-1から2-3までの3種類、それから、討議用の参考資料として2種類の資料がございますので、順に御説明申し上げます。

まず、資料2-1は、第5次計画（案）の概要のポンチ絵でございます。ポンチ絵は2枚になりますが、まず、1枚目を御覧ください。上半分には第5次犯罪被害者等基本計画策定のスケジュールとして、これまでの御議論の状況や今後のスケジュールを記載しております。次に、下半分には、第5次犯罪被害者等基本計画の構成として、第5次計画（案）全体の構成を記載しております。

2枚目を御覧ください。第5次計画（案）のポイントを5点まとめております。これまでの会議の中で計画の目玉は何になるのかという御意見もいただいておりましたので、このような資料を作成したところでございます。内容は記載のとおりでございますが、上半分の①と②は、犯罪被害者等を支えるための実際の仕組みづくりに向けた取組を記載しております。また、下半分の③から⑤までは、制度面にもわたるような取組を記載しております。

次に資料2-2を御覧ください。こちらは、これまで重点課題ごとに御議論いただいたものを統合し、パブリックコメントにかける形式にしたものでございます。具体的施策の内容を中に含ませております。前回会議からの修正を全て溶け込ませているものでございます。

続きまして、資料2-3を御覧ください。こちらは、具体的施策について、現行の第4次計画からの修正状況を見え消しにしたものでございます。全体を通じて、大幅に施策を

修正あるいは加筆していることがお分かりいただけるかと存じます。

次に、「計画案全体（見え消し）」と書いた、紙の付箋を貼った資料を御覧ください。こちらは、御議論の便宜に資するよう、計画案全体について、前回、御議論いただいたものから見え消しにしたものでございます。

最後に、「三段表」と書いた、紙の付箋を貼った資料を御覧ください。こちらは、前回同様、前回会議時点での案文、いただいた御意見、各関係府省庁の考え方などを資料にまとめたものでございます。

資料は複数にわたりますので、御意見をいただく際には、どの資料に基づいての御発言であるか特定をしておっしゃっていただけるとありがたくと存じます。

○太田議長 それでは、この第5次基本計画（案）につきまして、特にテーマを絞らずに、御意見がある方は自由に、どのポイントでも構いませんので、お知らせいただければと思います。

近藤構成員、お願ひいたします。

○近藤構成員 計画案全体（見え消し）の73ページで、前回の第53回会議の後に追加要望をお願いしました。民間被害者支援団体は、多機関ワンストップサービスの体制の中で欠くことができない存在となっています。しかし、殺人罪の一定割合が親族間で生じているにもかかわらず、親族間で起きた犯罪については支援ができていないのが現状です。こうした支援のはざまに落ち込んだ被害者も含め、誰一人取り残さない支援の対象を広げる必要性を検討する必要があると思いましたので、このような趣旨で修文を追加させていただこうと思って要望しましたが、この見え消しのところには新たな文章として追加がされていませんでした。

そこで、計画案全体（見え消し）の73ページの15行目、（5）犯罪被害者等早期援助団体等に対する指導の項の20行目「適切な支援活動が行われるよう」という部分を「被害者の属性に関わらず、適切な支援活動が行われるよう」と修文していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目です。三段表の6ページの通し番号1-12、篤志面接委員のところです。篤志面接委員向けの研修会の機会に協力を求めていくという検討結果を出していただき、ありがとうございます。篤志面接委員は、加害者にとっては自分を理解してくれる存在だと、私は思っています。その方からの言葉は加害者に響くのではないかと私は思いたいです。やがて社会に出て行く加害者が今後も自分の利益・欲望を果たすためだけに生きるのではなく、人を思いやる心を持って生きていくこと、社会人として損害賠償を少しづつでも払っていくことなど、この研修で社会人として最低のマナーを伝えていただきたいのです。是非、篤志面接委員の方の研修会で、加害者よりも権利も支援もない悲惨な被害者の立場をお伝えしていただき、協力を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、計画案全体（見え消し）の10ページの27行目で、国外犯罪被害者弔慰金等支給制度についてです。支給額の引上げの要望については、「今後の議論に資するべく」という

文章が入ったことはありがたく思っていますが、この意味は、諸外国における調査を行い、支給額の引上げについても検討するという意味で取ってよろしいのでしょうか。ここは確認させてください。

四つ目です。たたき台から、何度も私たち被害者の要望に修文を重ねていただき、専門委員の皆様と職員の皆様の御尽力に大変感謝しております。私は、この6月になって、このようにすばらしい先生方がいらっしゃる会議に御一緒させていただいて、御自身は被害者ではないのに勉強をされて、真摯に被害者の声に耳を傾けていただいていることに、本当に感動しました。ありがとうございます。そして、医療観察対象事件の被害者についても、被害者の権利が前に進んだことは、とても感謝しています。そして、今後、情報の在り方について多角的な検討が行われていくということに、大変期待をしています。

ただ、三段表27ページ、通し番号3-45、「厚生労働省と連携して」という言葉を追記していただきたいと修文をお願いしたのですが、かねませんでした。修文の段階で思いを短い文章にして伝えることができず、こちらの力不足であったと思います。改めて、厚生労働省との連携が大切なかという思いを述べさせていただきます。

被害者遺族は、なぜ愛する家族が殺されてしまったのか、対象者がどういう状況だったから殺されてしまったのか、知りたいのです。被害者遺族は、現在の制度のままでは、事件はなかったことになってしまって、大切な家族の命が軽んじられているようで、つらいのです。事件の詳細を知ることができないで、どうすればよかったですかと検証したり、整理することができず、いつまでも前に進むことができないのがつらいのです。知ったところでもっと苦しむかもしれません、それでも事実を知って整理したいと思っているのです。ここまでは、法務省管轄の情報提供の充実です。

さらに、今申し上げた、三段表27ページ、3-45の、私たちの意見で伝えたかった被害者の思いというのは、入院中の対象者がどうなったかが、とても気になるのです。最も知りたいのは、対象者がどういう様子なのか、被害者に対して何か気持ちは変わったのかなど、今もらえる情報よりは少し具体的な様子の状況です。被害者には何の非もないのに、事件の理由もほとんど知らされずに、仕方がないと事件に蓋をされ、国から諦めろと言われているのがつらいのです。被害者等は、一般の方が休暇を楽しんでいるときも、家族で食事をしているときも、そのような家族団らんの楽しいはずのひとときも、頭の中は、なぜ対象者は大事な家族を殺したのか、現在の病状はどうなのか、反省をしているのか、社会に出てきて人をまた傷つけるようなことはないのか、私たちのようなつらい思いをする人がまた出ないだろうかなど、対象者のことがずっと頭から離れません。何をしていても、殺人事件の真実と、対象者が現在どのような状況でいるのかが知りたいのです。その、今にも気が狂いそうな精神状態から開放していただきたいのです。対象者のプライバシーばかりが守られて、被害者のささやかな情報提供の要求も通らない。対象者は重大な事件を起こしたにもかかわらず守られ、被害者等は、医療観察法があるから、個人情報保護の観点からと言われ、頑張って理解しようとしても、ぎゅうぎゅうと頭の上から、諦めなさい、

諦めなさい、あなたの家族は医療観察事件の対象者に殺されてしまったのだからと、知りたい気持ちに蓋を押しつけられているのが痛くてたまらないのです。被害者遺族は、知ることによって気持ちを整理し、自分自身が前を向いて生きていけるようになりたいだけなのです。情報提供の在り方について引き続き検討を行うときに、対象者の社会復帰だけではなく、被害者等の健康や社会復帰についても思いを巡らせていただきたいのです。厚生労働省において指定入院医療機関への聞き取りをスタートして、対象者、被害者、両方の心が改善に向かうような検討を要望いたします。

お時間をいただいた割にはうまく説明ができませんでしたけれど、ここの部分、こういったことを私は伝えたかったのです。どうか皆様、御理解をいただいて、これから検討が、被害者の心の改善に向かうようにお願いしたいと思います。

○太田議長 まず、最初は警察庁でしょうか。犯罪被害者と加害者の関係にも係る、犯罪被害者等早期援助団体等の部分に加筆するかどうかという部分と、国外弔慰金についてお願いいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 まずは、計画案全体（見え消し）の73ページについてのコメントをいただきました。親族間犯罪についての御指摘だったかと思います。この点、被害者の支援のニーズに合った支援を届けていくことが必要であると私ども考えているところでありますので、コーディネーターにつなぐなど、やり方は様々あると思っておりますので、この点は、近藤構成員のコメントを踏まえて案文修正をしてまいりたいと考えております。

もう1点、国外弔慰金についてのコメントをいただきました。こちらにつきましては、計画案全体（見え消し）の10ページだったかと存じます。以前にもこのお話をいただいたところではございますが、「このほか」から始まる段落のところに記載しておりますが、こちら政府の法律案として決めたものではなく、議員立法で決まったという経緯があるということは、御承知いただければ思っています。そのために、私ども政府としてできることは、今後、これについて何か制度を考える際に、議論に資するような海外の制度の調査を進めていきたいと考えております。制度の趣旨、またこの立法の経緯から、ここが限界であるということは、御理解いただければ思っているところでございます。

○太田議長 近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 初めの質問に対しては、修正をしていただけるということで、ありがとうございます。

そして、国外弔慰金ですが、いつも質問する度に、議員立法なので、という答えが返ってきます。これは、平成28年度に議員の方がこういう制度を作らなければ駄目だということで、立法したわけです。だから、金額については、平成28年度に考えた金額だと思います。そこから、円安が進んだり、海外を取り巻く状況もかなり違ってきていて、この法律を作った議員の方々は、別に今までの金額のままでいいとは思ってないと思います。犯罪被害者等給付金額が上がったり、そういう状況も加味すると、国外弔慰金の金額は上げ

たらどうですか、と議員の先生に質問しても、いやいや、私たち、絶対的に平成28年に作ったこれでいきますよ、とは言わないと思います。まず、ここで止めないでいただきて、海外のことを深く調べていただくのはもちろんいいですし、それから、今の段階でどういった金額がいいのかということを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○太田議長 警察庁、何かございますか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 繰り返しになってしまいますが、まず、海外の制度をきちんと調べるということをする。それが今おっしゃったような御議論に資するようになると考えております。近藤先生の問題意識は十分、政府として受け止めているところではございますので、この点、しっかり海外の調査研究をするという形で今後の議論に資するものにしていきたいと思っているところでございます。

○太田議長 篤志面接委員についての御意見は、特に修文を求めるものではなかったので、御意見として賜っておきます。

そうしましたら、法務省の医療観察法における情報提供の点、連携という修文を求めるけれども、それが実現されていないということについての御質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 医療観察の関係について、情報提供をしっかり行い、また、検討をしていくというところでございますが、今、お話がありましたように、厚生労働省との振り分けみたいなところの部分で、医療情報に関する、そういった情報といったところになりますと、一義的には厚生労働省が担当されるということで、厚生労働省でまずは御検討いただくというところで、若干、縦割りのように見えるかもしれませんのが、法務省としては、まず、法務省所管の情報提供のところについて受け止めさせていただくというところを計画の中には書かせていただきたいということを申し上げさせていただきました。

他方で、その間、法務省はどういうスタンスなのかということでございますが、そういう意味では、27ページの末尾のところに記載しておりますが、厚生労働省における指定入院医療機関への聞き取り等の状況については法務省としても見ていかなくてはいけないというものであるということは認識しておりますし、その点はこの場でも申し上げたいというところでございます。計画としては分けて記載をいただきたいというのが、法務省の中での検討の結果でございます。

○太田議長 近藤構成員。

○近藤構成員 今は聞き取りというのがスタートラインとして精いっぱいなところだと思うのですけれど、被害者の体も守っていかなきやならないんですよ。医療観察法があるのはもう十分分かっているわけです。それでも強いて言っているのは、被害者の体のことは心配じゃないのか、と思うからです。先ほど長々言いましたけれど、知りたいという気持ちに、皆さんのが一生懸命蓋をされるということが、つらくてたまらないのです。どうかこれが被害者の心や体の改善になるように、厚生労働省と連携されて取り組んでいただきた

いと思うのですが、いかがですか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 まさに今おっしゃいましたように、被害者の方、また、御遺族の立場になられた方、どういう思いでいらっしゃるのかということをしっかりと医療観察制度の中でも想定しながら、我々の方でも検討を進めていかなくてはいけないということだと思っております。繰り返しになってしまふかもしれません、そういう意味で、厚生労働省における検討の状況というのは、我々としてもしっかりと関心を持って注視していくということは申し上げさせていただくところでございます。

○太田議長 伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 配付していただいた資料全体を読み通しましたが、とてもいいものができたのではないかと思います。私は第4次計画のときから関わらせていただいていますが、第4次計画と比べますと、本当に内容も豊富になり、しかも、見やすく、読みやすく、ポンチ絵も大分工夫していいものができたという印象を持っております。

ポンチ絵等に関して細かいことをいろいろ気づいた点がありますが、それは時間のあるときにでも申し上げることにしまして、第5次計画（案）全体を読んで、大きな点、幾つか気づいた点があるので、それを申し上げたいと思います。

一つは、重点課題第3に関わることで、この中に拘禁刑を入れていないことについてです。拘禁刑は、今年の6月から始まり、懲らしめより立ち直りへという制度に、大きく変わったわけですが、今まで基本計画の中には変更のあった法制度を必ず入れていました。第5次計画でも、その他の法制度については入っているのですが、拘禁刑のことは入っていません。なぜ拘禁刑について記載することが大事かというと、その中には、被害者の視点を取り入れた教育を行うことや、立ち直り・更生のためには被害者のことを考えなければいけないということが明確に打ち出されているからです。何らかの形で入るはずなので、検討していただきたいというのが1つです。

続けて同じく重点課題第3、刑事手続等への関与拡充についてですが、この部分は、私もいろいろ悩み、考え、気付いた点があるので、少し長くなるかもしれません、言わせていただきます。

1つは、3-33から37にかけてです。分かりやすい点で言うと3-33の通知制度のことですが、これは第4次計画と比べるとかなり後退したという印象を持っております。私の意見の言い方が不十分だったのかもしれないですが、更生保護に関わる通知制度に限定されてしまっています。第4次計画のときはそうではなかったと思います。この通知制度自体は警察から始まる被害者のための通知制度であるはずですので、これは更に検討して、中身を考えていかなければいけないと思います。私の個人的な経験と、法制度的なことと、二つを絡めて意見を申し上げますと、個人的な経験としましては、被害者にインタビューする中で、この通知制度について高く評価する被害者の方もおられます。ただ、一方で、内容についてはかなり不十分で、回数や客観的事項だけ伝えられても、という声が強かったです。また、この度、被害者担当保護司の方々の研修を聴講する機会がありました。被

害者担当保護司というのは、第1次計画の更生保護における被害者施策として置かれるようになった保護司で、被害者担当観察官の下、通知制度から心情等聴取の事務的なことまでを担っている方々です。全国からそういう方々が集まった研修があって、それを私はたまたま聴講させていただきました。その中の方から、「国は被害者のための施策、こんなにいいものを作りましたよと提示してくるけれど、上から目線で、それは本当に被害者の元に届いているのですか」と言われました。私も策定に関わってきたので、心中穏やかではなくなり、「どういうことですか」とお聞きしたら、「例えば通知制度、あれはどうなのでですか」と言われるのです。要は、保護司に何回会った、どんなプログラムを何回受けた、それだけの通知を被害者の方に伝えても全然満足していただけないという話でした。そういった状況が長年続いており、担当保護司の方々も不満を持っておられて、私がたまたま聞いたグループでは、皆さん、首を大きく縦に振って、「そうだ、そうだ、何とかならないのですか」とおっしゃっていました。こういった通知制度をせっかく作っているのに、中身が不十分なまま、被害者のニーズに応じたものに全然なってないという状況をずっと続けていいのかと思うのです。私もそこではぱっと自覚めた感じがして、これは何とかしなければいけない、第5次計画はこれから策定するものであるから、何か盛り込めないのかと、いろいろ考えました。

一方で、こういったことを専門にしている先生方にも意見を聞かなければと思い、被害者支援を専門としている弁護士の方にも意見を伺いました。そうしましたら、被害者との関係では、情報開示というのは結構進んでいます、特別な扱いが既になされているはずですとのことで、例えば、最高検から出された通達や、様々な事務連絡というものは結構出しており、それを実際に見せていただきました。本当に、検察は被害者の権利・利益を尊重することをうたっていて、そのために情報開示が大事になるということも、通達や事務連絡等で残しています。それを私たちは忘れて、結局、加害者のプライバシー云々が優先され逆戻りしてしまっている。そのような印象を持ちました。

まとめると、既にある通達や事務連絡、そういうものと比較しますと、今の通知制度の内容というのは時代遅れだと思うのです。拘禁刑の導入で、加害者の更生に力点が置かれ始めています。反面、通知制度の内容も被害者の方にとっての立ち直りに一層配慮したものに進化させていかなければなりません。そうしなければ、制度全体のバランスを欠いてしまいます。これは、私の個人的な意見ではなくて、先ほど申し上げた、まさに法曹の方の意見というか、教えていただいたことなのですが、この通知制度、何とか検討していただきたいと思っております。

○太田議長 これまでの通し番号で3-33というのは分かりますが、具体的に計画（案）の中で言いますと、どこに当たりますでしょうか。

○伊藤先生 3-33は、「被害者等通知制度を引き続き適切に運用する」ということでとどまっています。今の通知制度を引き続き適切にということですので、それでは不十分だということです。

○太田議長 ただ、今日の会議では、計画案文の内容に反映できた方がいいと思います。計画案文の中でどこをどういうふうにするかという形で御発言いただくことは難しいでしょうか。今、私も一生懸命探していたのですが、どこをどうすればいいのかと思いまして。

○伊藤先生 計画案文自体をここで述べてしまうということですか。

○太田議長 今、計画案文の検討ですので、可能であれば。

○伊藤先生 ですので、これを修文していただきたいということです。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。その点、三段表の22ページの3-33で、伊藤先生からの御質問について法務省が回答しております。

○伊藤先生 三段表はちゃんと見ております。結局、三段表の22ページの検討結果というのは不十分だと、そういう話です。なぜ不十分であるかを申し上げると、「他方で」という段落も作ってくださっているのですが、これについては意見を言っていません。「心情等聴取・伝達制度においては」云々で、これで不十分の場合ほかの制度があります、という趣旨でしょうが、最初に読んだときには、私も、そうか、そういうふうに考えるべきなのかと一瞬思いましたが、検討してみると、これはやっぱりおかしいと感じました。なぜかといいますと、通知制度という制度を作つておきながら、それが不十分な場合は心情等聴取・伝達制度がありますという説明の仕方は、被害者の方にとって、更なる負担を生むことにもなりかねないからです。したがつて私は、通知制度をせつかく作ったのなら、その内容を充実させる必要があると思います。

○太田議長 計画案文で言いますと、50ページの2の（1）の部分、ここにつながるようなお話だと思います。要するに、現在は「引き続き」だけになっておりますけれども、現在の被害者等通知制度にもまだ不十分な部分があるので、例えば、これをこういうふうに改めて検討するとか、そういうふうにしてほしいという御意見になろうかと思います。

○伊藤先生 私の方から修文は申し上げにくいので、これは法務省で検討していただくしかないかなと思います。

○太田議長 法務省、お願ひいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今、被害者等通知制度について、もっと情報の内容を豊富にするという御意見をいただいております。恐らく、3-33は処遇段階のお話というところを書かれておりますし、3-11では、検察等の段階の話で、周知にしっかりと取り組むということで書かれているところでございます。いずれも、現状ですと、個人情報保護やプライバシーとの兼ね合いもあるので、かなり広げてきたという認識の中でしっかりと運用をしていくということで書かせていただいておりまして、ではどこが具体的に広げられるのかといったところの見通しというところが持てておりませんので、こういった書き方になっております。そういう意味では、被害者の方に様々な情報を提供するツールとして、一つは通知制度がございますし、それ以外にも、局面、局面で他の制度を使いながら、総合的に被害者の方に情報が伝わるということが進んでいけばいいのかなというふうには思つております。別の制度で代替するのは、というお話もあるかもしれませんけ

れども、柔軟に情報を伝えられるというメリットもあるかもしれないというふうにも思つておりますし、心情等聴取・伝達制度の話に少し触れておりますが、趣旨はそういったところで、様々なものを活用して広げていきたいというところを申し上げさせていただいているところでございます。

○伊藤先生 3-33は非常に大きな課題になりそうですが、また御相談させていただけたらと思います。この場で、こういうふうに修文します、ということは言い切れないと思いますので、そのような形でよろしいでしょうか。

○太田議長 お願ひいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 法務省が申し上げているところは、個人情報保護の観点をどう見るかということだと思います。通知制度の中で内容をどこまで出せるのかというのも、おそらく、個人情報保護の観点から検討しなければならない課題だらうと思います。今、それが全く不十分なのかということにもなるかと思います。他方で、そこで一つの判断要素というのは、同意というものがあるかどうか。個人情報保護の観点から見たら、同意という観点がどうなのか。三段表の2段落目に書かれているのは、同意という観点を読み込めるような角度からの、別の手立てなのではないかとも思います。そのような総合的な観点で、法務省では、今、計画案文の3-33を検討していると思っております。個人情報保護の観点と、本人の同意、それらを織り込めるような制度というはどういう制度なのかということを考えながら、また法務省と協議したいと思います。

それから、伊藤先生が最初の方で「後で」とおっしゃったことがあったかと思いますが、もしよろしければ、今日、この会議でおっしゃっていただければと思います。

○伊藤先生 通知制度のことを申し上げました。強調しておきたいのは、被害者の権利を守ることです。かつて、第1次計画、第2次計画ができた時点で、情報提供を進めようという動きがあったというのは、今回、検察庁の通知を見て分かりました。その段階で、今、加害者のプライバシー云々を出すのはやや後戻りではないかという感じがしていますので、その辺も含めて議論をさせていただきたいのです。ただ、この会議の場での議論は難しいので、法務省との議論になると思いますので、ここで止めておきます。

もう一つ、3-36についても、意見を言わせていただきます。心情等の聴取・伝達制度の運用のところ、直接やり取りさせていただいて、法務省も一生懸命考えてくださって、出してくださったのが第5次基本計画（案）の本文50ページにある3-36だと思います。ただ、「把握及び分析を実施し」という記載について、曖昧な表現にされてしまったのは不可解です。要は、こういった運用状況をきちんと調査してほしいのです。実態調査や現状分析という言葉は入れないようにされているのかもしれません、今回、この心情等の聴取・伝達制度をよりよく運用するためにはぜひ必要なことなので、そのような文言の追加を含めて検討していただきたいと思います。

関連してですが、今、計画案文全体の中で言えば、50ページの重点課題第3の2の加害

者の処遇段階における関与等に関する施策を読み進めると、例えば、3-34はいいのですが、3-35、3-36は、加害者の処遇段階に関する施策であるように感じています。どこを読めば被害者の関与になるのかということで探してみると、「被害者等の心情等への理解を深めさせ」や、「被害者等の意見を踏まえ」というところだろうと分かったのですが、やはり書き方自体、加害者の処遇段階が主になっており、被害者は、おまけというか、入ったという程度です。加害者の処遇段階における関与等ですので、関与がもっと前面に出されなくてはならないのに、そういう書き方がされていないことが引っかかりました。私の感覚がズレているだけかもしれません、御検討いただければと思います。

○太田議長 その点について、法務省、何かござりますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 3-36の記載に関して、今、御紹介いただきましたが、いろいろ御指摘をいただきましたので、こちらもなるべくいろいろと織り込もうということで、文章は工夫をさせていただいたつもりでございます。「運用状況等の把握及び分析を実施し」と書いてありますので、ここでやることというのは、まさに実態をしっかりと把握して、また、それを見て分析して、更なる運用の、ここにありますように改善等につなげていくということを記載はしておりますので、こちらからすると、おっしゃっているところを受け止める文章にはなっているのではないかと思っております。内部での検討でも、この文章で先生のおっしゃっていることを受け止められているのではないかと思っておりまして、できればこの書き方でいかがかと考えてございます。

それから、少し戻りますが、先ほど情報の提供の話の中で、最高検の通達のお話に触れられましたが、通達を作る過程においても、個人情報との兼ね合いをどうするのかというところが大きな課題となる中で、できるだけ進もうということで作られたものであったというふうに認識しております、これまででも通達をしっかりと見ながら運用してきたところでございますので、そこだけ申し上げさせていただきたいと思っております。

○太田議長 和氣構成員、お願いいいたします。

○和氣構成員 たくさんあるのですが、まず、見え消しの部分の7ページ、養育費に関して、本文から落としたのはなぜでしょうか。非常に重要な制度改正であると考えております。

続いて、21ページになります。こちらの下の方ですが、国だけではなくて、地方公共団体における休暇制度の充実・促進も書き込むべきではないでしょうか。

次は、54ページ、コーディネーターの話ですが、こちらは少し多いです。まず、コーディネーターについては、独りで全てをこなすことは不可能に近く、個人ではあり得ません。したがって、コーディネーションを可能とする組織体制が必要ではないでしょうか。コーディネーターにはコーディネートできるだけの知見を有することは当然ですが、コーディネートできる権限や地位も必要だと思います。民間に委託するとすれば、その権限はどうするのでしょうか。被害者はどうやってファーストコンタクトするのか、被害者から同意とは、どのような内容の同意なのかについて、お聞きしたいです。また、コーディネータ

一はいかにして、多機関と平素から迅速・正確に情報を共有するのでしょうか。多機関で共有する情報とはいかなる情報なのか、共有する機関の範囲や情報の内容はどうなるのかについても、教えていただきたいです。それから、直接的支援ができる民間団体とどう連携を取るのか、早期援助団体のような枠組みが必要ではないでしょうか。大規模県は県単位で機能するけれども、政令市との関係はどう整理するのかについても気になります。それから、守秘義務はどのように担保されるのか。被害者の情報は、個人情報保護法上の要配慮個人情報だと思いますが、法的義務がなくても機能するのかという辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○太田議長 養育費については、法務省になりますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 養育費に関しては、削ったように見えておりますが、13行目の辺りに、「養育費と同様に」ということで、養育費との対比は残っております。あと、脚注の4のところに、先取特権の付与ですとか、執行手続のワンストップ化、こういったことが行われていますということを御紹介しておりますので、あとは書き方の問題で、情報としては同様のものが残されているのではないかと思います。

○太田議長 続きまして、自治体の休暇は警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 休暇制度の周知・検討というところで「公務」を「国の行政機関」に書き直した理由ということかと思いますが、こちらは人事院の施策ということになります。人事院が担当されているのは国の行政機関であるということで表現を改めさせていただいたというところでございます。

また、54ページから55ページにかけてのコーディネーターの関係でお尋ねがございました。こちらにつきましては、いわゆる現状認識ということで書かせていただいているところがありますので、今、御指摘いただいたようなところは、今後、具体的にどのようなルールに基づいて運用していくかということで、環境整備といいますか、体制を整備していくところで検討されていくものと思っております。

○太田議長 総論のところで今のこと全て書き込むことは難しいかもしれませんので、具体的な内容の中で検討できるものは検討するということになろうかと思います。

正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 三段表9ページの通し番号1-24の特化条例について、「格差のない」というところですが、これは、犯罪被害者の方が、今、非常に望んでおられることです。確かに犯罪被害者等の施策を充実させていくと格差がだんだんなくなるというのは事実ですが、先ほどの資料1-1の3ページ、見舞金一つを取ってみても、これだけ格差があるということが明らかになっていると思います。導入されているか、されていないかというところでこれだけ格差があり、導入しているところでも金額で大きな格差があるということで、ある地域に住んでいる人はこれだけもらえるが、ある地域に住んでいる人はもらえないというような現状があるわけです。やはり、そういうところはなくしていきたいと考えています。確かに、特化制度について、地方自治体の特殊性というか、いろいろな施策があ

るなか、特徴的な施策といいますか、目玉というもの、そういうものは尊重していきたいと思うのですが、普遍的、一般的と言われる支援については、なるべく格差のない支援というのが必要になってこようかと思います。全ての地方自治体が同じものを提供しろと言うわけではないのですが、普遍的、一般的な支援については、なるべく同様の支援が受けられるようにといった文言を入れていただけるとありがたいです。犯罪被害者も非常にそれを望んでおられると思っています。

もう1点、18ページの医療観察についての謄写の件でございます。ここに書いてあることは理解しています。ただ、情報公開、個人情報の開示においても、既に開示しているものについては、開示する方向で検討したり、実際に開示されたりしてきているわけです。そう考えますと、検察官において、既に説明した事項については、なるべく記録謄写を認める方向で配慮していただけるとありがたいと思います。これは被害者も望んでおられることで、被害者の思いにもかなうことだと思いますので、運用において、検察官の方で検討をしていただきたいと思います。これは要望です。

○太田議長 警察庁、お願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） まず、1-24、三段表の9ページでの御意見をいただきました。見舞金等の制度につきましては、地方公共団体で整備をされているものということで、そういう制度がないところをなるべく減らしていくという御趣旨かと思います。

他方、御案内のとおりではございますが、各自治体が工夫して制度を充実させているという実態の中で、それを一律にやらせないような記述というのもなかなか難しいところです。我々として考えましたのが、「犯罪被害者等が一層充実した支援を受けられるよう」ということで、全体の底上げをするという考え方で修文をさせていただこうというところでございます。

○太田議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 地方の独自性を認めないというわけではないのですが、そういう回答であれば、致し方ないかなと思います。

○太田議長 もう一つの方は、不起訴記録の運用ですね。担当者の運用をできるだけ善処してほしいということですね。

一旦、ここで休憩を取らせていただきたいと思います。

（ 休 憇 ）

○太田議長 それでは、改めて第5次犯罪被害者等基本計画の案文についての議論を再開したいと思います。

島村構成員、お願ひいたします。

○島村構成員 先ほど和氣構成員と江口審議官の間で展開された見え消し21ページの点で、御質問に対する御回答、「国の行政機関」というのは、人事院の施策との関係なので書いていただいた、ということは理解いたしました。その上で、地方公共団体についての指摘は

別にあった方がいいと思います。アが民間企業の話で、イが国の行政機関の話だとすると、ウで置いていただく、あるいは注など何らかのことで休暇制度の導入といったことについて記載があった方がいいのではないかと思いましたので、意見として指摘させていただきます。

○太田議長 警察庁、お願いいいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 これは国の計画でありますので、国家公務員の部分は、まずは隗より始めよということで、国からやっていくということを明確に書かせていただきました。地方の関係につきましては、地方自治の兼ね合いもございますので、国の計画で書けることとしてここまで書くという形で、今回はまずファーストステップだと考えているところでございます。当然、私ども、地方との関係で、コーディネータ制度等、様々運用しているところでございますので、そういった部分につきましては引き続き進めていくことを運用の中で言っていくことが必要かなと思っております。ただ、閣議決定する文章としては、こういった形で政府各府省庁が負う部分、責任府省庁を書いた上での施策は、このような書き方が適當ではないかと思った次第でございます。

○島村構成員 承知いたしました。地方公共団体で勤めていらっしゃる方が被害者になつたときのための支援というのも大事だということだけ、強調させていただきたいと思います。

○太田議長 前田構成員、お願いいいたします。

○前田構成員 1点、先ほど近藤構成員と議論されていた医療観察法のことですが、資料2-3の31ページ、厚生労働省との連携のところで少し気になったのは、厚生労働省が聞き取り調査を行うということになっているところです。これは内容からすると被害者の方への情報の伝達ということになろうかと思うので、現場の医療機関、入院医療機関に対しての聞き取り、どのように聞き取りするのかというのが気になっています。現場では、現在行われている情報の伝達というのは医療現場に関することでは全くないので、あまりぴんときてないのではないか、そもそも被害者の方がどんな思いをしているのかもあまり分からぬのではないかと思います。

具体的には、現在、年間何十例か、情報を提供してほしいと言った方に情報を提供していると思います。これは法務省になるのでしょうか、そういった方々は、現行の情報提供において、どんな点が不満なのか、あるいは、どういった情報が知りたいのか、例えば、医療に関わる情報でしたら、こういったところを知りたいなど、具体的なところがないと、医療機関に直接ヒアリングをしても、なかなかぴんとこない、分からぬということが起こるのではないかと思って、質問をした次第です。

○太田議長 厚生労働省、お願いいいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 これから検討することになりますので、現時点で具体的にどういう聞き取りをするのかということは、お答えするのが難しいです。

○太田議長 後半の情報提供のニーズの部分については、法務省に対して、現在の制度を踏まえて、どういうニーズがあるのかということかと思います。先ほど近藤構成員からも出ておりましたが、何かございますか。医療観察法、通達に基づいてやっている情報提供について、今は処遇段階とか、どの観察所がやっているかとか、接触状況、回数となっています。それ以外に何か、こういうニーズがあるというのを把握されていたら、教えてほしいという御趣旨だと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 我々も、どちらかといいますと、そういったニーズが、例えば、役立つ部分があるような情報があるのかどうかといったところをまさに吟味して、あるいは、それは伝えても大丈夫なものなのか、そういったところを聞き取っていただかうことなのかなと思っておりますので、まさにこの中でいろいろと検討を深められるのではないかと思っております。

○太田議長 前田構成員、今の答えでよろしいでしょうか。

○前田構成員 そうであれば、法務省で御検討されているニーズをまず調査をされた後に、そのニーズに基づいてヒアリングを行うとした方が、医療機関としては答えやすいというか、少し現実感を持ってお話ができるのではないかと感じました。

○太田議長 厚生労働省が検討されている調査は、あくまでも、医療観察法の、入院している入院機関に対する調査ということで、通院の場合における、被害者に対する調査というのは入っていないということでおよろしいでしょうか。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 ここに記載させていただいているとおり、入院医療機関への聞き取りというものを検討しております。

○太田議長 先ほど近藤構成員からもニーズの話は多少出ていたと思います。被害者がこういうことを知りたいというのがあったかと思いますので、何か一言あれば、いただけますでしょうか。

○近藤構成員 それは被害者によって全然違うと思いますが、詳しいことである必要はなくて、入院中の対象者がどんな状況なのか、よくなっているのかどうなのかといったことを、何も知らせてもらえないということがすごく不安なのです。出てきた後、どうなってしまうのだろうといったことなど。本当に詳しい、何とか病ですとか、そういうことを別に知りたいわけではなくて、何も分からぬということが不安でしようがない。医療観察法があるから知らせないという流れが初めからあること、対象者だけが守られて、被害者に対しては本当におかしくなっても、何でも、しようがないという、そこがつらいのです。ですから、丁寧に接していただきたいのです。法務省だけではなく、医療と連携してほしい、そこが、私たちが思っていることなのです。

○太田議長 これは先ほどの伊藤先生の被害者等通知制度にも関わる問題で、被害者の方が知りたいのは、更生の度合いだとかであって、単に優遇措置の段階とかだけじゃなくて、受刑者が事件のことをどう考えているのか、更生の努力をしているのかということだと伺うことが多いものですから、医療観察についても同じようなニーズがあるのだろうと思います。

ます。

伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 細かいことですが、ここで申し上げたほうがいいということですので、発言いたします。

ポンチ絵ですが、これは一般の人が見ることも踏まえて作っていただいて、カラフルで、とても見やすいと思いました。途切れないと支援の提供体制の整備・充実をがんと持ってきてくださっているのもいいなと思ったのですが、これは計画案文の本文、例えば、4-3とか4-5とも重なってくることになると思うので、この実態把握のところは、定期的な調査の実施みたいなことで書いていただけるといいのではないかと思いました。ワンストップサービス体制を打ち出したわけですが、現場はなかなか苦労しているということですので、実態調査を定期的にするということを入れて、そして、それが現場の負担にならないような調査として実施し、きちんとその結果を公表して、改善策と一緒に考えていくといったことが明記されるといいのではないかと思いました。ですので、ポンチ絵のところ、「支援制度の利用状況の実態把握」では少し弱いのではないかというのが、意見です。

ポンチ絵のところでもう一つ申し上げておくと、⑤の刑事手続等への関与拡充というのを右端に入れてくださっていますが、課題のところの3点目、医療観察対象事件への関与と書いてしまうと、なかなか一般の人は分かりづらいのではないかと思いました。事件に被害者が関与するとはどういうことだろうとなってしまうと思います。「事件への関与」という言い方が少々引っかかったということで、お伝えしておきます。

それから、非常に細かいことを幾つか申し上げます。

計画案文を見ていくと、第5次計画では、ページをクリックするとその項目に飛ぶことができるようになって見やすくなり、この計画案文に親しむことができると思いました。今回から入っている脚注は、本文の中では詳しく説明できなかつたことを説明しているわけですが、脚注にURLを入れるのもいいのではないかと思いました。URLを付記するのは問題があるのかもしれません、URLから、もっと詳しい情報が得られるようになっていると、親切だと思いました。

あとは、細かいことになりますが、資料2-2の本文についてです。文章表記上のことですが申し上げますと、63ページの4-35、文部科学省が担当のところ、エの最初の1行目が読みにくいで、「学校教育関係者等の職務上虐待を受けている」とは、どういうことかと思いましたが、これは「学校関係者等の職務上、虐待を受けているこどもを発見しやすい」だと思います。細かいことですが、少し引っかかったところです。

同じように、79ページの31行目の文章は、「こうした状況下で」から始まって、どこで切れるのかと思って読み進めると、結局、次のページまで行き渡っていて、1文が非常に長いと感じました。工夫していただけるとありがたいです。

くまなく1文1文読んだわけではないですが、一通り読んで気付いた点になります。

○太田議長 警察庁、お願ひいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局として、申し上げたいと思います。

まず、ポンチ絵の①の「実態把握・調査」の中で、定期的な実態把握が必要だということは承りました。他方で、このポンチ絵は本文を基に作っているポンチ絵でございまして、こここの「実態把握・調査」の部分は、見え消しの案文で言うと12ページの1-1を基に書かせていただいているところでございます。もとより、実態把握の在り方は適切にやっていくことには変わりませんので、その点は御理解いただければと思います。

また、ポンチ絵の⑤の部分で、「医療観察対象事件への関与」について御意見をいただきました。裁判所も、何々事件と言うように、裁判手続であっても事件という言い方はするので、本文で少年事件とか医療観察対象事件という記載ぶりとさせていただいております。そこと平仄を合わせる趣旨もあったと思いますので、法務省とも検討しますが、そのような意味で「事件」という言葉を選ばせていただきました。

そのほか、脚注にURLを使ったらどうかという点に関しては、また検討をさせていただければと思います。

○太田議長 私の方から1点だけ、申し上げておきます。

刑事施設、刑務所における受刑者による被害者への損害賠償については、まず、幹部の意識改革が必要だと前回申し上げましたが、これについては、研修等の内容を盛り込んでいただき、それから、保護観察と同じように明確に賠償計画を作成することも含めた働き掛けという形で、一歩前進していただいているというのは非常にありがたいと思っておりますが、やはりまだ、それだけではなかなか受刑者による被害者への損害賠償というのは進まないと思いますので、これは次の課題になるかもしれません、私は、もう少し制度として工夫をする必要があるのではないかと思っております。特に、修文でこのようにしてほしいということではございませんので、大きな方向性として、将来的にはもう少し制度そのものに工夫をしていくという必要があるのではないかと考えております。

伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 ポンチ絵のことで、先ほど、本文と平仄をそろえていますという話がありました。途切れない支援の提供体制のところは、「ニーズに沿った支援を」とありますが、本文では「ニーズに沿った」ということは1回も出てきていないと思います。「応じた」や「踏まえ」、「ニーズに応える」という表現は本文にありますが、ニーズとはそもそも社会福祉の用語なので、少し敏感に反応してしまったのですが、そろえるなら、「ニーズに沿った」でよいのか、疑問に思いました。御確認ください。

○太田議長 御検討いただければと思います。

武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 教えていただきたいところがありまして、見え消しの83ページの「(8) 教育現場における講演会等の実施」のところの「命の大切さを学ぶ教室」のところですが、私たちの会の人も何人かの人たちが話を行っています。年々、連携がなくなつたということ

をすごく感じていて、ここの最初に「教育委員会等の関係機関と連携し」と書いてあります。私たち、教育委員会はあまり関わっていないと感じているので、「教育委員会等の」は、教育委員会が中心になるのか、今まであまり関わっていないから、ここに書かれているのか、「関係機関と連携し」とは、どのような関係機関を考えておられるのか、教えていただきたいです。

「命の大切さを学ぶ教室」ができた頃はとても熱心で、件数が少なかったからかもしれません。例えば、ある県に出かけていくと、市の担当の方、警察の方、そして、出かけていく学校の近くの警察署の方も来てくださったりしていました。そうだったので、いろんな人たちと連携できていてありがたいと感じていました。それで、移動中に話をしたり、待っている間にいろんな話ができたんですけど、今はそれが、あまりなくて、例えば、県に呼んでいただいたら、県の人だけが来られて、市に行くと、市の人だけ、支援センターの方が呼んでくださったら、支援センターの方だけだったりすることも結構あります。連携と言われてない昔の頃の方がとても連携できていたということを、私だけではなく、何人かの人が、そう感じています。ですので、この「教育委員会等の関係機関と連携」とはどういうことを考えておられるのかと思いました。

○太田議長 これは、警察庁、文部科学省、両方ありますので、まず、文部科学省から、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課課長補佐 精緻に現場のところを把握できていないのですが、教育現場といった場合には、学校が主体となる場合もありますし、教育委員会といった場合は、県が全体をまとめるとか、個別の市町といったところでやるということもあると思いますので、幅広くそういった関係者が連携することが必要であるということでこういった記載をしており、何か単独の主体ということではなくて、そういったところが連携をしていくことが必要であるという認識の下に記載をしております。

○太田議長 「命の大切さを学ぶ教室」について、警察庁、お願いいいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） これはもともと、第4次計画のときは、「警察において」という主語があった上で「教育委員会等の関係機関と連携し」云々というふうに書いてあったところ、最初の主語の部分は全体の書きぶりの中で削除されたという経緯がございます。武先生の御指摘のとおり、学校と警察という意味で、かなり連携が進んでいて教室が開かれるというような流れがある中で、教育委員会の方のコミットが弱いのではないかという御指摘を含んでいたと思います。我々としても、教育委員会にコミットいただくのは非常に大きいと思っておりますし、それによりいろいろ広がりも出てくるのかなと思うところもありますので、しっかりと、教育委員会も入っていただけるように、連携という意味で努めていく必要があると思っているところでございます。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○武構成員 私たちは、仕事を休み何時間もかけて遠くに行くこともあります。繰り返しになりますが、そうして出かけて行ったときに、そこで様々な関係者の方たちが集ま

ってくださることはとても大事だと思うのです。もちろん、近くの場所でもそうあってほしいです。被害者の現状を知ることができますし、それが仕事に繋がることもあると思います。例えば、せめて、府、県、市、地域、警察、支援センター等です。最初の頃であれば、被害者の話を聞きに行きたい、同行したいと申請したら行くことができたのに、計画案ができたことでそこに細かく書かれていなかつたためにできなくなつたようでした。最初の頃は熱意や運用でできたことが、計画案としてしっかりできてしまうことで、書かれていないと出かけられないとか、書かれていないとできないとか、そういうことが出てきているように思うので、もったいないと思っています。

なので、この計画案に関係機関、つまり府、県、市、地域、警察、支援センター等は、「命の大切さを学ぶ教室」には、積極的に参加をするように、そのためにも日頃から連携をするようにと文章化していただきたいです。

そして、もう一つ知りいただきたいことは、被害者の話を1回聞いたから分かったことにならないので、繰り返し聞いていただきたいのです。

そのこともどこかに文章化していただきたいです。どうぞよろしくお願ひいたします。
○太田議長 運用で御検討いただければと思います。

これまで、9回の会議にわたって検討を重ねてまいりました。皆様からいただいた様々な意見を基に、警察庁と各関係府省庁がかなりぎりぎりのところで詰めていただいております。ただ、皆様の要望が完全に反映されるかというと、そういうことではないかと思います。まだまだ検討という形のレベルで止まってしまっているものもあるかとは思いますが、今回の第5次計画については、総論という部分を新しく作ったり、それを踏まえて、かなり様々なテーマについて第4次計画から進んだ内容もたくさんあるのではないかと思います。これも皆様の御協力のおかげだと思っております。ただ、10月に推進会議決定をしてパブリックコメントにかけなければいけない日程上、かなりぎりぎりのところになつております。つきましては、私、議長の方からの提案でございますが、本日いただいた御意見を踏まえまして、私と警察庁及び関係府省庁の方で詰めさせていただきまして、それをどこまで盛り込めるかというのを検討させていただきますので、この修正につきましては、議長である私に御一任いただければと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり。)

ありがとうございます。それでは、修正については私に御一任いただきまして、その結果を踏まえた内容をパブリックコメントにかけさせていただくということにさせていただきたいと思います。

修正した内容については、また改めて事務局から皆様に御連絡させていただきます。

本日、これで議題の二つ目が終わりまして、最後の議題、被害者関連施策の関係府省庁

からの説明になります。

まず、内閣府から、性犯罪と性暴力、それから、交通事故に関する被害者支援の施策を含む政府計画の策定状況について、御説明を頂戴したいと思います。

○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 資料3-1に基づきまして、第6次男女共同参画基本計画の策定について、御説明いたします。

1枚、おめくりください。男女共同参画基本計画とは何かということですが、平成11年に成立した男女共同参画社会基本法に基づく5年間の法定計画として、平成12年より策定しております。現在、第5次計画の最終年でございまして、次期第6次計画については、男女共同参画会議の下に設置されております、第6次基本計画策定専門調査会において検討が進められているところでございます。

2ページ目を御覧ください。策定スケジュール・計画策定のプロセスでございます。昨年度の冬にキックオフをしておりまして、この8月に「基本的な考え方」(素案)を取りまとめまして、先日、公聴会が行われたところでございます。パブリックコメントにつきましても、昨日まで、3週間行いました。今後、更に検討を進めまして、12月の閣議決定を予定しております。

3ページ目でございます。6次計画の概要でございます。基本的な方針と政策編から成っております。男女共同参画に関する取組が網羅的に記載されております。犯罪被害者支援に係る施策については、第6分野、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実に記載されております。こちらの分野名ですが、第5次計画では、女性に対するあらゆる暴力の根絶でございました。ただ、第6次計画策定に当たりまして、配偶者への暴力や性暴力等においては、男性や性的マイノリティーの方々など、多様な被害者がいらっしゃるということを念頭に施策を講じていく必要があるという認識から、国際的に使われている語を用いることにしたものです。

次のページでございます。第6分野の内容です。基本認識では、「性犯罪・性暴力等、あらゆる暴力の根絶は国としての責務である。」、「暴力の背景には、依然、根深い偏見がある。」、「男性や性的マイノリティー等、様々な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示すことが重要である。」、「被害者に対しては、早期から切れ目なく、包括的に支援を提供することが重要」としております。

各施策分野については、9つに項目を分けて、記載しております。内閣府の施策のほか、警察庁、こども家庭庁、厚生労働省、法務省等の施策を記載させていただいております。

内閣府の主な取組について、御紹介させていただきます。まず、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化のところですが、ここでは、社会全体での機運の醸成といったこと、また、相談・支援に携わる方や医療関係者等に対する研修機会の充実について、記載しております。

次に、性犯罪・性暴力への対策の推進ですが、ワンストップ支援センターは、今現在、

47都道府県、52か所ございますが、こちらの運営の安定化や支援の質の向上を図ること、また、ワンストップ支援センターと地域の関係機関とのネットワークの構築の促進といったことについて、記載させていただいております。

最後、DVの防止、被害者保護といったところですが、令和5年にDV法が改正されました。ですので、その取組状況についての把握・分析、今後の施策の充実について検討するということにしております。また、被害者支援の一環として、加害者プログラムの実施も推進することとしております。

○内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（交通安全対策担当） 資料3-2を御覧ください。

まず、表紙をおめくりいただいて、右下にページ番号があります。資料3-2の1ページ目の上段を御覧ください。こちらに、交通安全基本計画についての説明があります。中身としましては、陸、海、空にわたり講ずべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱をまとめたものです。1970年（昭和45年）、ちょうどモータリゼーションのさなかにできた交通安全対策基本法に基づいて、内閣総理大臣を会長とする中央交通安全対策会議が作成することになっておりまして、内閣府が事務局を務めております。この基本計画に基づきまして、国の指定行政機関では、毎年度、交通安全業務計画を、また、地方行政機関においても、中長期的な都道府県交通安全計画や、年度ごとの都道府県交通安全実施計画等を作成し、実施しております。現在は、令和3年度から7年度までの5か年を計画期間とする、第11次交通安全基本計画に基づいて施策を実施しております。

次に、後段になりますが、現在策定中の第12次交通安全基本計画の骨子について、御説明いたします。こちらは、令和8年度から開始されまして、ただいま、中央交通安全対策会議が設置した専門委員会議を開催して、検討を進めているところです。

次に、1ページの中ほどから始まっておりますが、この骨子案について、関係する部分を抜き書きしております。まず、計画の基本理念において横断的に重要な事項として、交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図ることとしています。

次に、陸上交通、海上交通、航空交通のそれぞれの分野における、被害者支援施策を盛り込んでおります。この中から具体的に幾つか取り上げて御説明します。陸上交通につきましては、1ページ目の下の方、二つ目の黒丸、犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると、記載しております。

2ページ目に移りまして、一つ目の黒丸ですが、自動車事故被害者に対する適切な情報提供の徹底を保険会社等に指導するなど、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険金（共済金）の支払い等の適正化を図るとしています。

二つ目の黒丸では、ひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者への救済の観点から、政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用を図るとしています。

四つ目の黒丸ですが、弁護士による無償の自動車事故に関する法律相談・示談あっせん等を受けられるよう、日弁連交通事故相談センターにおける体制の充実を図り、損害賠償

請求の援助活動等を整備としています。

五つ目の黒丸では、独立行政法人自動車事故対策機構、公益財団法人交通遺児等育成基金等による、自動車事故被害者等に対する援助措置を充実することなどを盛り込んでおります。

そして、3ページの中ほどに鉄道交通がありますが、情報提供のための窓口機能等を担うことに加えて、外部機関とのネットワークを構築するなど、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めてまいります。

そして、同じく3ページ目の下の方にあります海上交通においては、プレジャーボートの保険加入を促進すること、4ページ目に移りまして、海難事故に備えた保険契約の締結等被害者保護のための船主等の賠償責任保障制度の充実に取り組むことなどを盛り込んでおります。

同じく4ページ目の中ほどにあります航空交通においては、国が管理する空港等において自家用航空機を使用する際には、被害者保護のための航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していることを確認することにより、無保険の状態で飛行することのないようにする対策を講じるなどを盛り込んでおります。

最後に、4ページ目の下半分にあります計画策定スケジュールについてですが、今後の予定として、本年9月下旬、来週ですが、中央交通安全対策会議が設置した専門委員会議、第4回を開催しまして、第12次交通安全基本計画中間案、全体の中間案について議論を行いまして、その後、パブリックコメント、公聴会などを経まして、令和8年1月下旬に第5回専門委員会を開いて、そちらにて第12次交通安全基本計画案について議論を行いまして、同じく令和8年3月に中央交通安全対策会議にて第12次交通安全基本計画が決定される予定です。

○太田議長 次に、法務省から、犯罪被害者等支援弁護士制度について、説明をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 資料3-3を御覧いただければと思います。

まず、上段に、制度の概要や趣旨が記載しております。令和6年の総合法律支援法改正により成立いたしました犯罪被害者等支援弁護士制度につきましては、犯罪被害を受けた方やその御家族が精神的・身体的被害により、刑事手続への適切な関与、あるいは被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、経済的困窮から弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえた制度でございます。内容としては、原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うというものでございます。

二つ目、制度のイメージという欄がございます。法テラスは、対象となる犯罪の被害を受けた方やその御家族からの問合せに対しまして、本制度や犯罪被害者支援に詳しい弁護士の紹介を行うということになります。紹介を受けた弁護士は、法律相談や各種の法律事務等を実施しまして、法テラスは費用の支払い等を行うという流れになっております。

弁護士が行う法律事務等の具体的な内容ですが、制度のイメージ欄の右側に記載がございます。包括的かつ継続的な援助に資するようにということで、被害届の作成から取材対応といったところまで、多岐にわたるものが含まれ得るとなっております。

それから、上から三つ目に、対象犯罪という欄がございます。まず、①と②で、法律で定められた対象犯罪といたしまして、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪、それから、刑法における一定の性犯罪等というふうに定められております。それに加えまして、③にありますように、政令で、対象犯罪、被害の程度を定めるということとされております。

以上が、制度の概要となります。

下段に、制度の施行準備状況という欄がございます。まず、一つ目ですが、対象犯罪等を定める政令と施行期日に係る政令を本年9月5日に制定しているところです。まず、対象犯罪等につきまして、被害あるいは経済的困窮から援助する必要性、そういったものが類型的に高いと言うことができるものとして、政令で定める罪として、故意の犯罪行為により人を負傷させた罪としております。この中には、具体的には、傷害罪といったものほか、危険運転致傷罪も含まれるという整理をしております。また、政令で定める被害の程度という部分ですが、まず、治療期間3か月以上の負傷又は疾病を負った場合を挙げております。さらに、後遺障害が残存した場合につきましても広く制度の対象として取り込めるようにするため、犯罪被害給付制度の障害給付金の支給対象となります第1級から第14級の後遺障害が残存する負傷又は疾病を負った場合としております。この中には、体の局部にしびれ等の神経症状を残すものや、服することができる労務が相当な程度に制限される精神の障害等が含まれるという整理になっております。また、施行期日に係る政令については、改正法の施行日を令和8年1月13日としております。

続いて、2の「業務方法書等による制度の詳細の策定」という欄がございます。制度の詳細につきましては、業務方法書というものに定めることになっております。ここでは、資力要件等の詳細を具体的に定めていくということになっておりますけれども、現在、準備を進めておりまして、間もなくになりますが、本年9月中には法務大臣の認可を得る予定で進めております。

3つ目にはスケジュールというところがありますが、今申し上げましたように、9月中には業務方法書について法務大臣の認可を得ることとしておりまして、その上で、来年の1月13日が施行日になりますので、準備をしっかりと進めていくというところです。関係機関等、特に被害を受けた方と早期に接することの多い警察、検察庁、そういったところとも緊密に連携して、制度の周知・広報、担い手となる弁護士の確保といったこと、あるいは、法テラスにおける業務システムの構築等、所要の準備を着実に進めているところです。

○太田議長 最後に、警察庁から、犯罪被害者支援の広報啓発について、説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 広報啓発関係につきましては、資料3-4、横置きの資料を御覧いただければと思います。

こちらの左側の欄に記載のとおり、今年度は11月を広報啓発の強化期間と設定いたしました。また、来年度以降は、今、財務省に予算要求中ですが、11月を正式に犯罪被害者月間として、政府全体を挙げて、その広報により力を入れていく予定です。

この際、私からは、今、私の手前にあります、シンボルマーク、キャラクターについて、宣伝・周知をしておきたいと思います。ここにおられる皆様にとっておなじみかもしれません、「ギュっとちゃん」であります。この「ギュっとちゃん」、パソコン、スマホなどで文字を入力すると、大体、「っ」が片仮名になってしまいますが、正式には、小さい「っ」は平仮名でございます。思いやりとやさしさのシンボルマーク、ハートをぎゅっと抱く「ギュっとちゃん」として、実はかれこれ15年近くの歴史を有しております。もっとも、世間的にはまだまだ、その認知度は低く、また、本会議でも先生方から様々御指摘をいただいておりますとおり、残念ながら犯罪被害者支援に係る国民の理解も十分に得られているとは言い難いところです。

そこで、資料の右側にありますとおり、警察庁では本年6月から、「ギュっとCH（チャネル）」といったポータルサイト、あるいは被害者支援に係るX（旧Twitter）も新設をいたしました。ぜひ、皆様、このX（旧Twitter）のフォローを何とぞよろしくお願いしたいと思っております。これは、フォロワー数が増えることで、被害者の皆様、関係者の方々には、見えないところで理解をしてくれている人がこれだけいるということが数字として可視化され、被害者の方々の孤立感を癒やす数字にもなると考えているところでございます。

こうした観点から、先日、警察庁の次長が経団連の幹事会に出向きました、企業社長400名近くを前に、講演を実施したところでございます。また、当庁長官以下、今、幹部の名刺の裏面には、このXのQRコードを入れることになっております。会議の入り口にも、サンプルを置いております。もし御関心あれば、名刺裏面のデザインを我々から提供することは可能でございます。今、万博でミヤクミヤクがはやっていますが、ミヤクミヤクもそろそろ引退されるので、目指せ打倒とは言いませんが、そう簡単にはいかないかもしれませんですが、私ども警察は各県警がマスコットキャラクターを持っているので、そのマスコットキャラクターとのコラボ、あるいは企業キャラクターとのコラボなど、「ギュっとちゃん」の認知度向上について、私自身、今、様々汗をかいているところです。とはいっても、私自身、様々な業界や企業を回っていますと、犯罪被害者支援とか被害者施策というの、テーマとして重いですと、現実的には取上げ方がなかなか難しいといった反応がしばしば返ってくることがあります。企業による社会貢献事業、そういった文脈での取上げ方はできませんかなどと交渉するんですけども、各社それぞれ、自身の企業のイメージとの関係からすると、犯罪や被害といった言葉、文字の持つネガティブさから、及び腰になられるところも一定程度あるように感じております。確かに、日常的な関心を持っていない方々に対して犯罪被害者支援を言葉で語って伝えるには、一定の難しさがあるんだろうと思います。ただ、だからこそ、「ギュっとちゃん」、このキャラクターの存在意義があるんだろう

うと、私自身は感じております。「ギュっとちゃん」というキャラクターを通じて、思いやりとか優しさ、そして、他者への配慮ということについて、真っ正面から問い合わせ、また、考えるきっかけを作るという、こうした取組は時として殺伐な現代社会だからこそ大切なことなのではないかと、私自身は個人的に強く考えております。つきましては、皆様におかれましてもぜひ、「ギュっとちゃん」の認知度向上を通じた犯罪被害者施策に関する国民の理解増進について、御協力、御尽力を賜ればと思っているところです。

まずはこのXのフォローが支援の第一歩になるということで、何とぞ皆様の御協力を賜ればと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○太田議長 ありがとうございました。

今、3つの府省庁から施策について説明をいただきましたけど、これについて何か質問や御意見ありましたら、お願ひいたします。

まず、和氣構成員、お願ひいたします。

○和氣構成員 「ギュっとちゃん」が並んでおりますけど、あれを見て、非常にやる気を感じました。ありがとうございます。更に進めていただきたいと思います。

あと1件、よろしいでしょうか。内閣府から出されております交通関係なのですけれども、悪質な交通が全然なくならない、更に悪質な交通が増えていると感じています。毎年、春秋には、交通安全週間が開かれておりまして、道路のところにテントを張って、中に数名担当の方がいらっしゃいます。栃木県の中で、テントのところに紅白の幕を張っていたり、テントに提灯をぶら下げたり、何かお祭り騒ぎのようなやり方をしているところがあります。犯罪被害者、交通事故の被害者からしますと、非常に気分が悪い状況も見受けられますので、決してお祭りではないというところを、ぜひもう一度、交通安全週間にに対して考えていくっていただければありがたく思います。

○太田議長 伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 法務省から説明がありました犯罪被害者等支援弁護士制度について、御説明いただけたらと思います。

対象犯罪等のところの説明ですが、犯罪被害給付制度の障害給付金の支給対象となる後遺障害を負った方についてもこれが対象となるという御説明でした。この給付制度の障害給付金が支給されるかどうかが決まるまでは結構長くかかると聞いています。そのような長い期間を経た後で後遺障害が残ったというふうになった場合、弁護士による法的支援はどういうものが想定されるのか、教えていただけますか。

○太田議長 法務省、お願ひいたします。

○法務省大臣官房司法法制部参事官 御質問、ありがとうございます。この第1級から第14級の後遺障害というのは、それが正式に認定されてから支援制度が始まるというものではございません。まず、相談があったときに、例えば、しづれ等が残るというような医療的な何か裏付けがあるようでしたら、それを基にこの支援制度が利用できるということでございますので、それに基づいて、各種被害届を出すなど、そういったようなことは支援

として始める能够なことを想定しております。

○伊藤先生 障害認定ではなく、ということなのですね。障害が残りそうという程度から支援が入るということですか。

○法務省大臣官房司法法制部参事官 そうでございます。

○伊藤先生 分かりました。ありがとうございました。

○太田議長 武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 私も支援弁護士制度のことなのですが、これが能够のを待っていました。ありがとうございます。

この内容なのですが、損害賠償に向けた交渉とか訴訟代理、これはよくあるのですが、例えば、損害賠償の判決が出た後、加害者が支払わないとき、今は被害者が交渉している人が多いのですが、そういうことまでしてもらえるのでしょうか。それとも、期間が決まっているのか、教えていただきたいです。

○法務省大臣官房司法法制部参事官 御質問、ありがとうございます。特に期間が決まっているものではございません。裁判がなされて、賠償金が実際に得られるまで行うということを制度としては想定しているものでございます。

○太田議長 私からも似たような質問がございまして、例えば、損害賠償の民事判決が出ても、10年たつと時効になってしまいますよね。例えば、30年も刑務所に入っていると2回も3回も再提訴しなければいけない。時効のときに再提訴したいという場合には、改めて新規に申請して、この段階で要件を満たしていれば、何回でも被害者等支援弁護士の支援を受けられるということでおろしいでしょうか。

○法務省大臣官房司法法制部参事官 特に終期が設けられているものではございませんので、その時々で、審査はさせていただきますが、本制度がカバーするものであれば対応できるということを想定しております。

○太田議長 分かりました。資力要件については未公表ということでございますね。

○法務省大臣官房司法法制部参事官 そうですね。今、検討中でございます。

○太田議長 分かりました。

それでは、三つの官庁から説明いただきましたが、内閣府の方でも二つ、同じような時期に基本計画の策定が進んでいるということでございますので、この犯罪被害者等基本計画も含めて、関係府省庁の間で連携を取って進めていただければと思います。

それでは、本日の討議は以上ということになります。

それでは、今後のスケジュール等について、事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 本年1月の会議から全部で9回にわたり、第5次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた御議論を頂戴しました。御多忙の折、多大な御協力を賜り、大変感謝申し上げます。また、関係府省庁の皆様におかれましても、連日、御対応いただきましたこと、これも心より感謝申し上げます。

本日の御議論を踏まえた修正や点検等を行った後、この会議の親会でございます犯罪被

害者等施策推進会議の決定を経て、11月上旬をめどにパブリックコメントに付す予定です。そのパブコメの結果を取りまとめるなどした上で、12月頃に次回の会議を開催したいと考えております。来年3月の最後の閣議決定までは、12月頃の次回の会議、1月頃の次々回の会議、2回の会議の開催を予定しております。今後の日程につきましては、別途、調整をさせていただきたいと思います。

○太田議長 それでは、これをもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。御協力、ありがとうございました。それではまた、次回の会議のときによろしくお願ひいたします。